

基本目標 ⑥ 雇用・就労の促進

① 総合的な就労支援	障がい者の社会参加と経済的自立に向け、職業能力の向上を図るとともに、適性や能力に応じて就労できるよう支援します。
② 就労機会の拡充と定着	関係機関と連携し、障がい者の雇用の促進や就業環境の整備促進、職場定着の支援に努めます。また、福祉施設の運営の充実にに向けた支援に努めるとともに、公的機関での物品やサービス等の優先購入を推進します。

基本目標 ⑦ ユニバーサル社会の推進

① 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進	障がいの特性にかかわらず、誰もが安全、快適に生活し、社会参加できるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った個別の住宅や公共施設等の整備の促進、公園、緑地の整備に努めます。
② 移動手段の確保	障がい者の地域での自立生活や社会参加を促進するため、外出や移動支援の充実に努めるとともに、事業や制度の周知に努めます。
③ ボランティア活動の推進	様々な媒体を活用して、ボランティア活動に対する理解と協力の促進を図るとともに、地域とボランティアグループ等が連携して、身近な地域で支え合う地域福祉を推進します。

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

【成果目標】

① 施設入所者の地域生活への移行	⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等
② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	⑥ 相談支援体制の充実・強化等
③ 地域生活支援の充実	⑦ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
④ 福祉施設から一般就労への移行等	

【第7期障がい福祉計画において定める障がい福祉サービス】

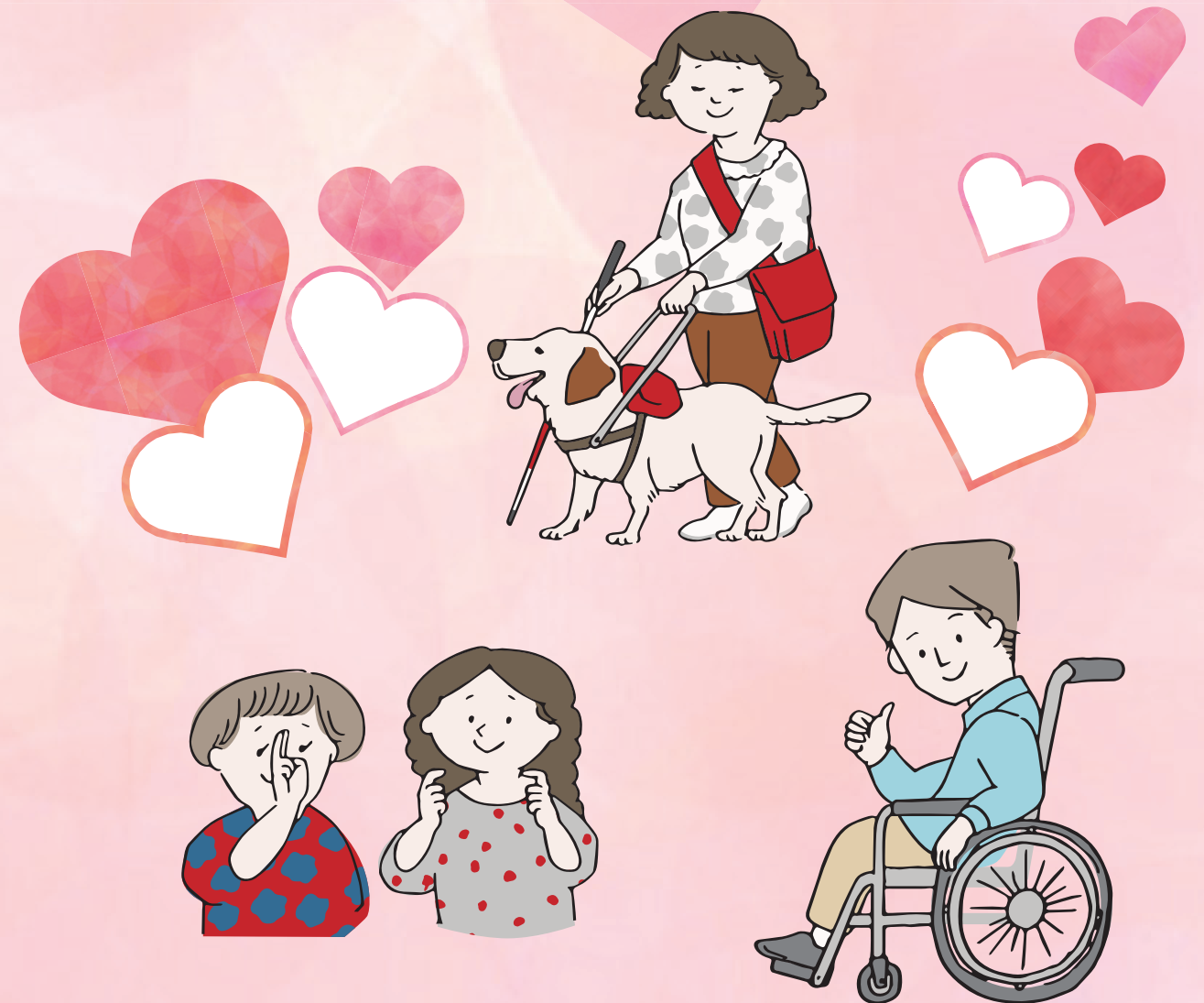
設定項目	サービスの種類
① 訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援
② 日中活動系サービス	生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型・医療型）
③ 居住系サービス	自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援、地域生活支援拠点等設置
④ 相談支援	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
⑤ 地域生活支援事業	理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業、地域活動支援センターⅠ型・Ⅲ型、福祉ホーム、訪問入浴サービス、日中一時支援事業、巡回支援専門員整備、レクリエーション活動等支援、点字・声の広報等発行、障害者虐待防止対策支援、医療的ケア児等総合支援

【第3期障がい児福祉計画において定める障がい児福祉サービス】

設定項目	サービスの種類
障がい児通所支援	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援
障がい児相談支援等	障がい児相談支援、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置

概要版

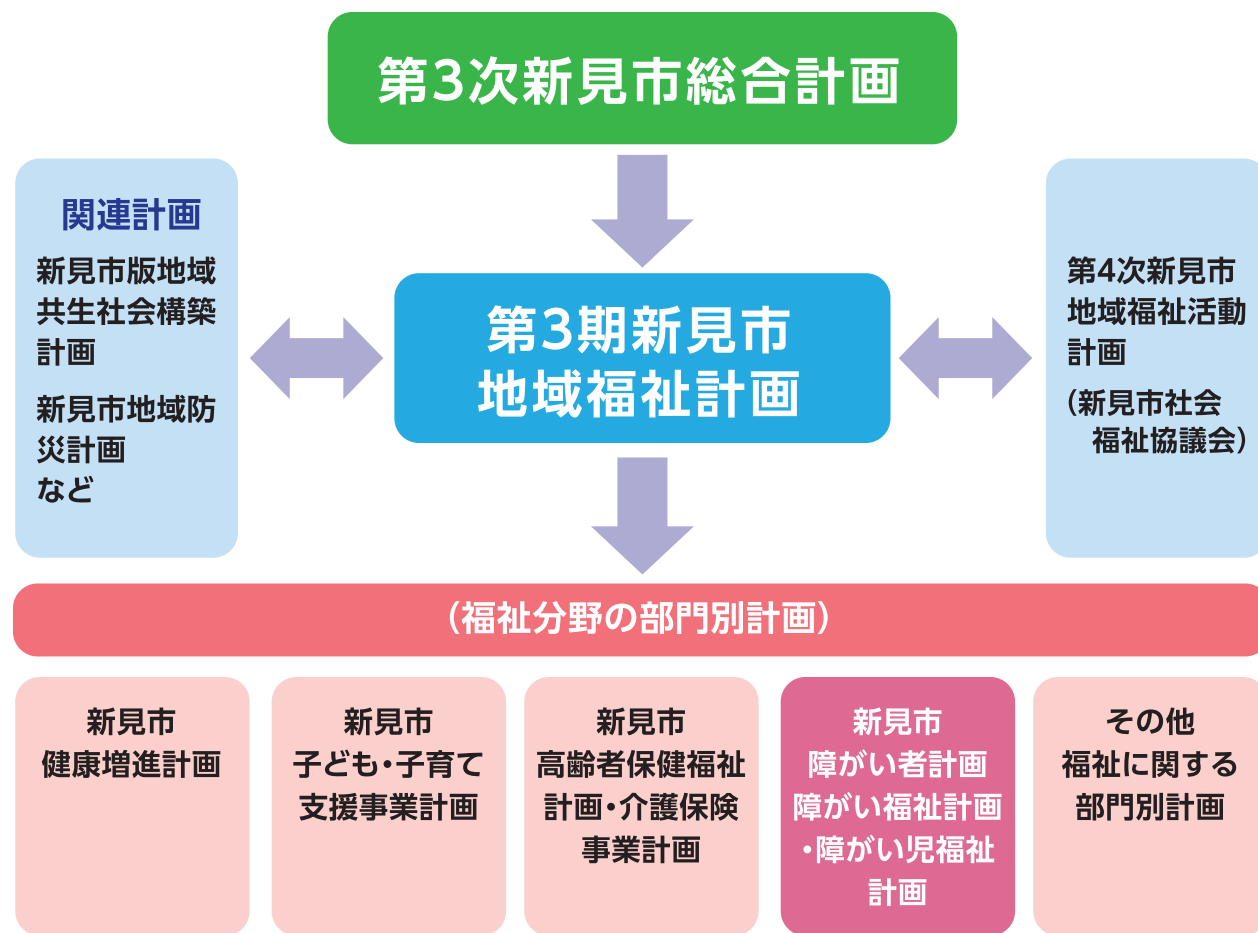
新見市 障がい者計画 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画



計画について

計画の位置付け

- 「新見市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障がい者計画」として障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画であり、障がいのある人に関する施策分野全般にわたる計画となっています。
- 「新見市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障がい福祉計画」である「第7期障がい福祉計画」と、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障がい児福祉計画」である「第3期障がい児福祉計画」を一体的としたもので、基本指針を踏まえて本市の障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の具体的なサービス見込量、その確保方策などを定める計画です。

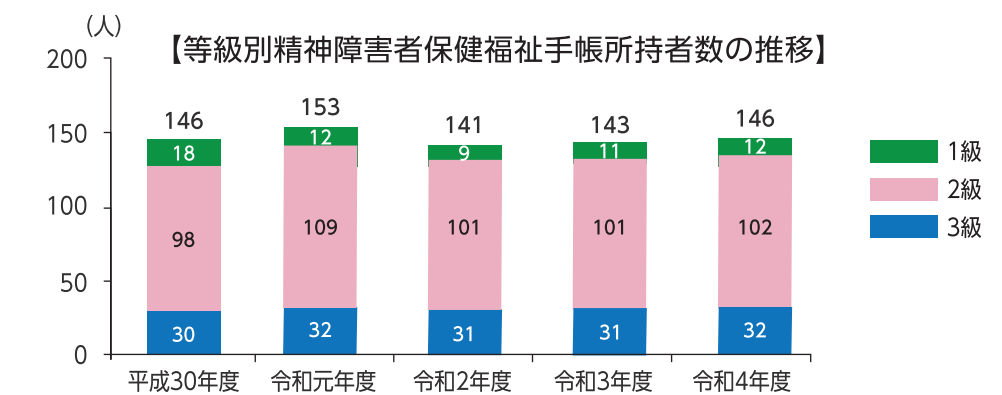
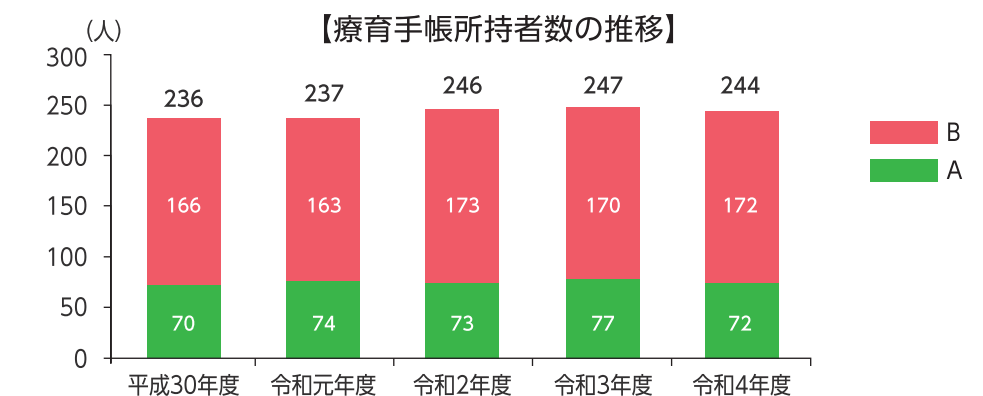
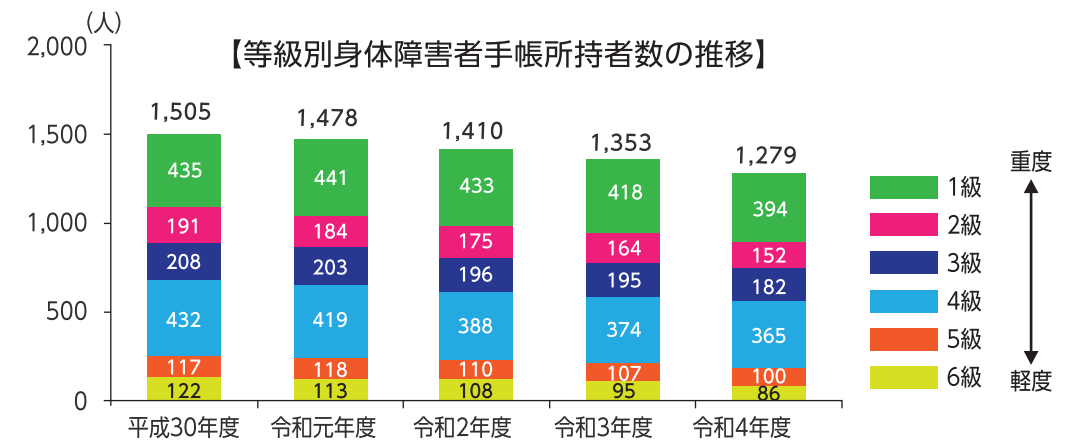
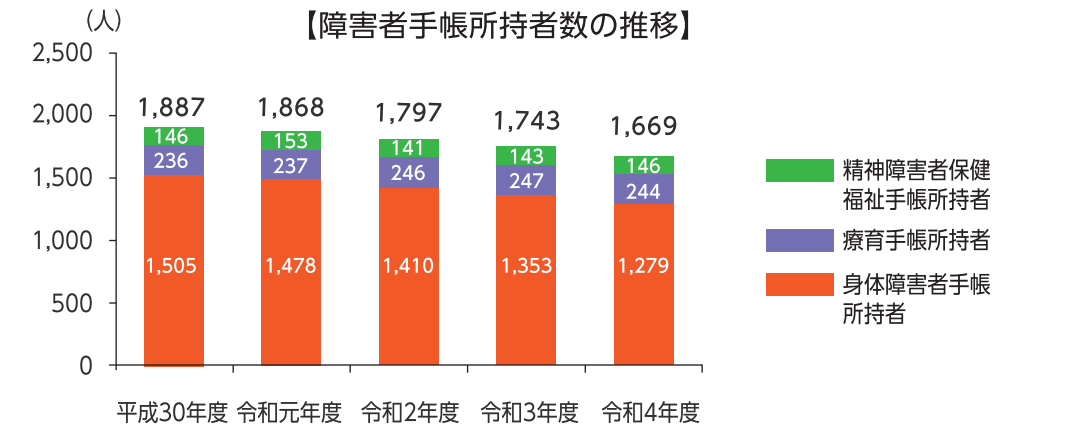


計画の期間

- 「障がい者計画」の対象期間は、令和6年度から令和11年度(2029年度)までの6年間とし、令和8年度(2026年度)に中間見直しを行います。
- 「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の対象期間は、令和6年度から令和8年度(2026年度)の3年間とします。

障がいのある人の現状

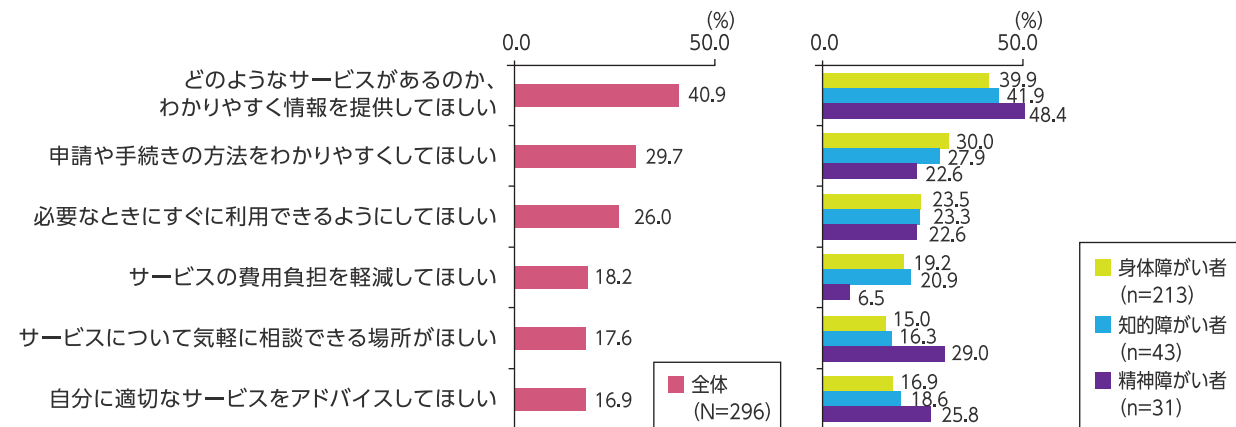
本市における、障がいのある人の状況は、次のとおりです。



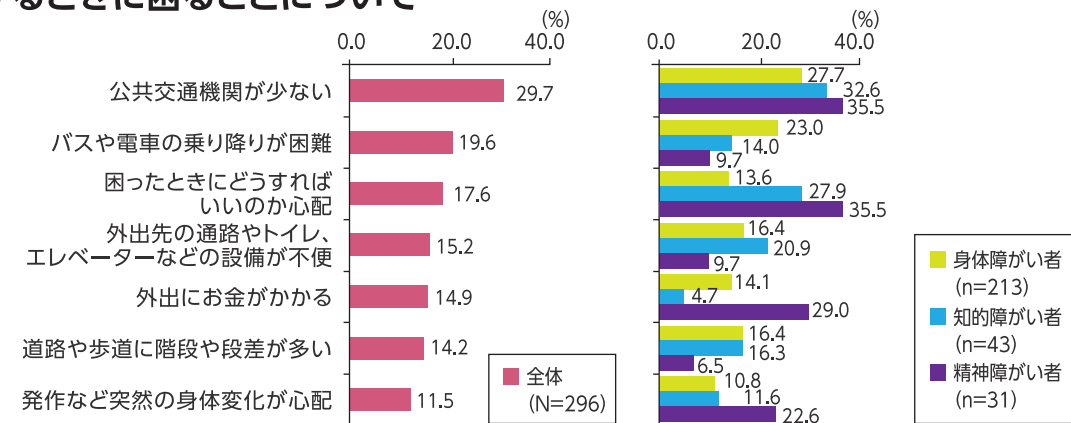
資料：福祉課(各年度3月31日現在)

アンケート調査結果(抜粋)

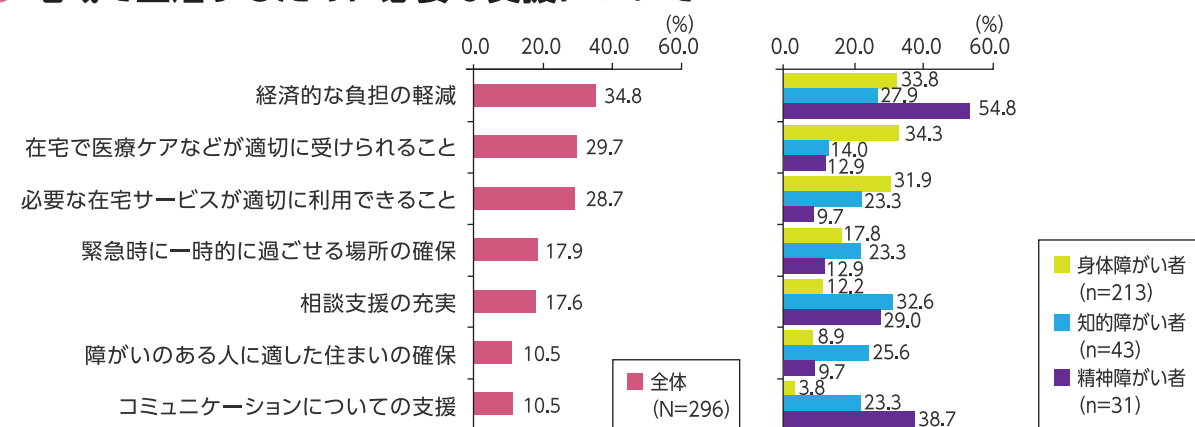
● 障がい福祉サービスを利用しやすくするために必要なことについて



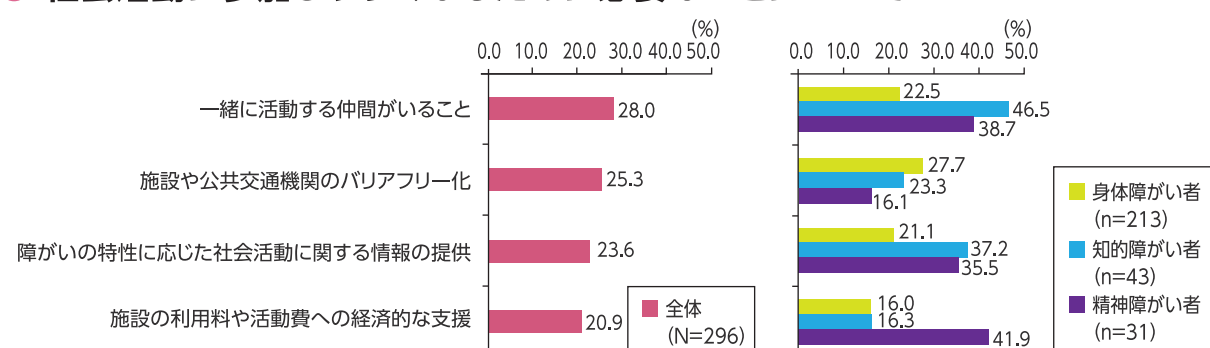
● 外出するときに困ることについて



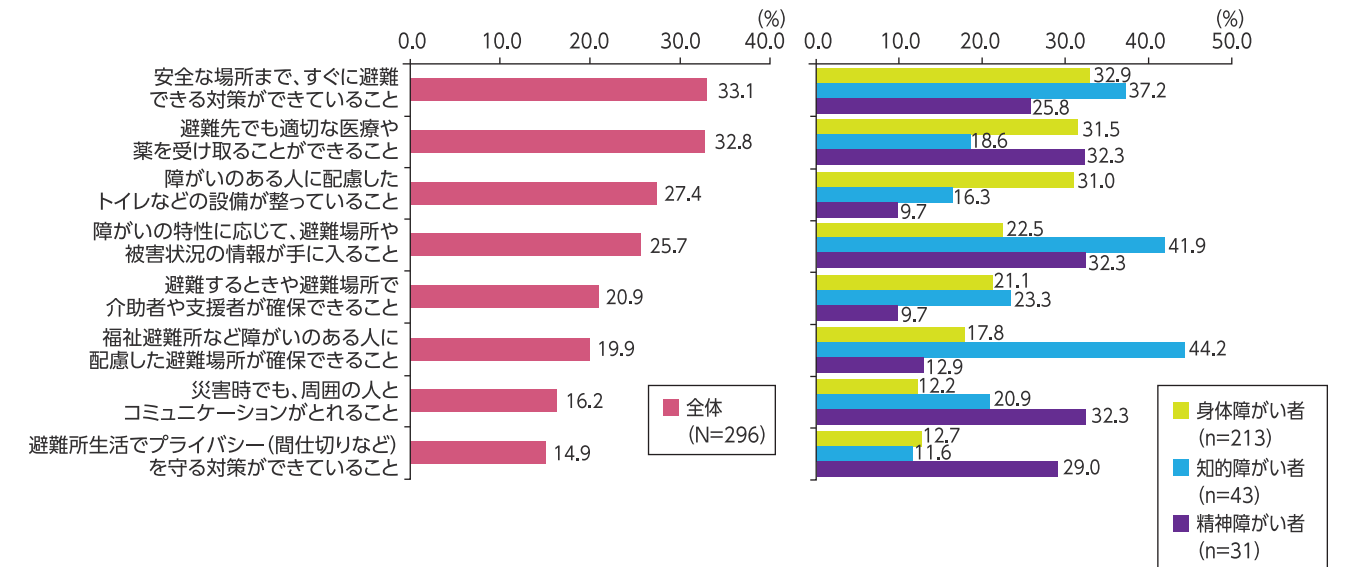
● 地域で生活するために必要な支援について



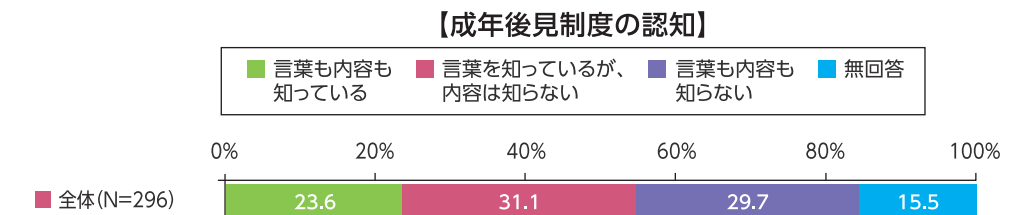
● 社会活動に参加しやすくなるために必要なことについて



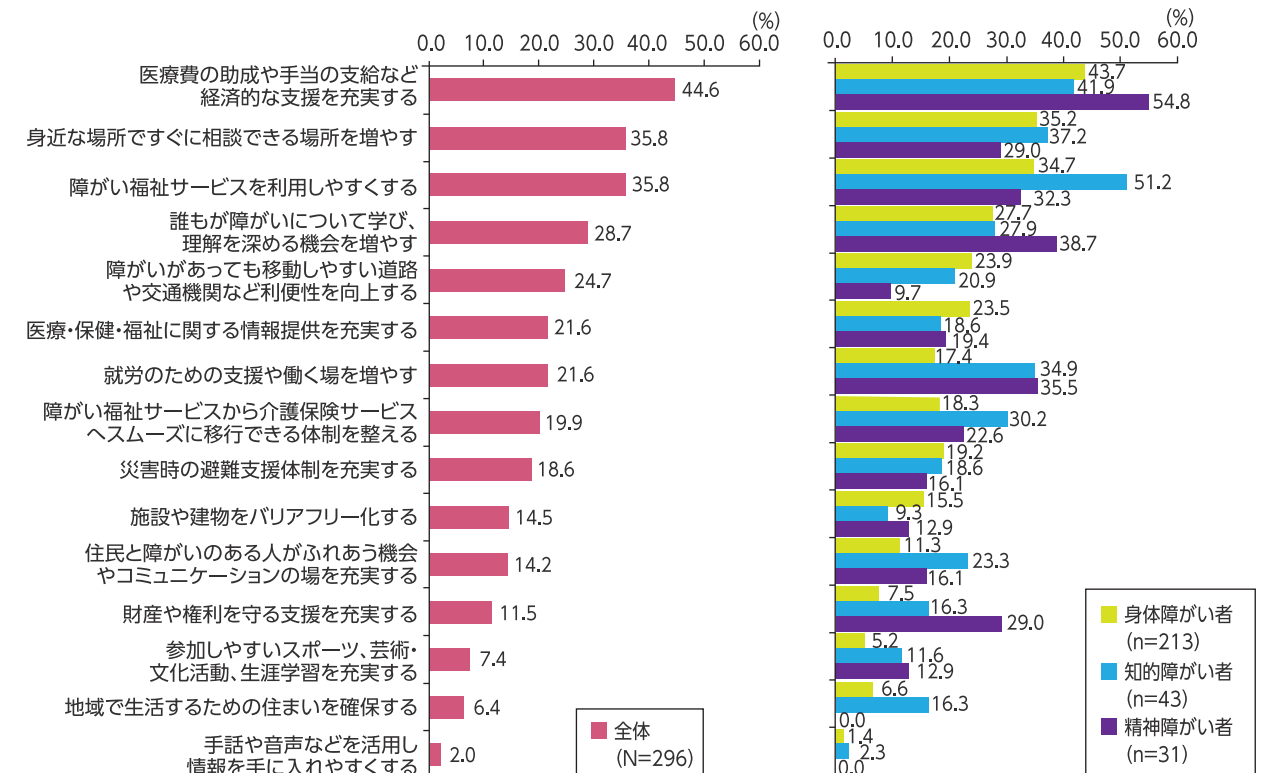
● 災害時に備えて必要な対策について



● 成年後見制度について



● 市が力を入れるべき福祉の取組について



施策体系

基本理念

一人ひとりが、自立し安心して暮らせるまちにいま

基本目標

基本目標 ① 障がいへの理解の促進

施策の方向

- ① 広報・啓発活動の推進
- ② 福祉教育の推進
- ③ コミュニケーション支援の充実
- ④ 情報アクセシビリティの向上

基本目標 ② 権利擁護・差別解消の推進

- ① 権利擁護の推進
- ② 差別・虐待の解消

基本目標 ③ 健康づくりの推進

- ① 保健・医療体制の充実
- ② 保健・医療と福祉の連携

基本目標 ④ 地域生活支援の充実

- ① 相談支援体制の充実と強化
- ② 地域移行・地域定着の推進
- ③ 福祉サービス等の充実
- ④ 住まいの確保
- ⑤ スポーツ・文化活動等の振興
- ⑥ 防災・防犯対策の推進

基本目標 ⑤ 療育・保育・教育の充実

- ① 早期発見とフォロー体制の構築
- ② 保育・教育内容の充実
- ③ 発達障がいへの支援

基本目標 ⑥ 雇用・就労の促進

- ① 総合的な就労支援
- ② 就労機会の拡充と定着

基本目標 ⑦ ユニバーサル社会の推進

- ① 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進
- ② 移動手段の確保
- ③ ボランティア活動の推進

施策の展開

基本目標 ① 障がいへの理解の促進

① 広報・啓発活動の推進	障がいや障がい者の市民の理解を深めるため、市報にいまや市ホームページ、SNS等、様々な媒体を活用した幅広い広報・啓発活動を推進します。
② 福祉教育の推進	保育所や認定こども園、学校や療育機関等の関係機関と連携した、幼少期からの福祉教育や生涯学習の場を通じた福祉教育を推進します。また、福祉ボランティア活動は、地域福祉計画と整合性をとりながら充実を図り、市民の参加を促進します。
③ コミュニケーション支援の充実	聴覚障がいや視覚障がいのある人などに、必要なコミュニケーションサービスを提供するとともに、必要な情報を適切に得ることができるよう、情報サービスの利用促進に努めます。また、合理的配慮の義務化に伴うコミュニケーション支援の充実を図ります。
④ 情報アクセシビリティの向上	障がいの特性に応じた効果的な情報の提供等により、様々な情報を必要ときに手に入れることができるよう、ICT (Information and Communication Technology (情報通信技術)) の活用やDX (Digital Transformation) の視点を取るなどによる情報のバリアフリー化を推進します。また、聴覚障がいのある人や視覚障がいのある人に必要なコミュニケーション支援の提供を推進します。

基本目標 ② 権利擁護・差別解消の推進

① 権利擁護の推進	全ての障がい者が地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度利用支援事業等、権利擁護のための取組を推進するとともに、普及を図ります。
② 差別・虐待の解消	障害者差別解消法の趣旨にのっとり合理的配慮の提供について周知を図り、障がい者が差別や虐待を受けることなく、権利を尊重されながら日常生活や社会生活を営むことができるよう、関係機関と連携した取組を推進します。

基本目標 ③ 健康づくりの推進

① 保健・医療体制の充実	疾病等の早期発見、早期対応に努めるとともに、障がい者が必要ときに適切な医療を受け、自立した日常生活や社会生活が営めるよう、保健、医療、福祉等の関係機関との連携を強化し、様々な支援に取り組みます。
② 保健・医療と福祉の連携	ICT (情報通信技術) を活用して、保健、医療、福祉等関係機関との連携を強化し、地域における情報ネットワーク化を推進します。また、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく生活できるよう「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

基本目標 ④ 地域生活支援の充実

① 相談支援体制の充実と強化	障がい者やその家族が、地域で心身共に安心して生活できるよう、必要ときにいつでも相談し、適切な支援を受けることができる相談支援体制の充実を図るとともに、制度やサービス内容の情報発信に努めます。
② 地域移行・地域定着の推進	障がい者が地域で安心して生活できるよう、日常生活支援や活動の場の充実に努めます。また入所、入院生活から地域生活への移行を促進し、地域での生活を継続することができるよう支援します。
③ 福祉サービス等の充実	障がい者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活し、社会参加が図れるよう、ライフステージに応じた切れ目のない福祉サービスの提供や経済的負担感の軽減に向けて支援します。障がい者が65歳以上になっても、これまで利用してきた障がい福祉サービスを引き続き必要とする場合、同じ事業所で継続して利用することが可能となる共生型サービスの推進を図ります。
④ 住まいの確保	障がい者の状況やニーズに応じた住まいの場を確保し、安心して安全な生活を送ることができるよう支援します。
⑤ スポーツ・文化活動等の振興	スポーツ大会の開催やスポーツ、レクリエーション等のボランティア活動への支援を行い、障がい者の社会参加を促進します。
⑥ 防災・防犯対策の推進	防災知識の普及に向けた啓発や情報提供の充実を図るとともに、災害時に支援を要する人への支援体制の整備に努めます。また、関係機関と連携して、障がい者の消費者被害の未然防止に努めます。

基本目標 ⑤ 療育・保育・教育の充実

① 早期発見とフォロー体制の構築	健康診査や育児相談の更なる充実を図るとともに、障がいの早期発見に努め、適切な医療や療育等に速やかにつなげる支援体制の充実を図ります。
② 保育・教育内容の充実	共通支援シートを活用して、子ども一人ひとりの状態やニーズに応じた保育、教育内容や支援の充実に努めるとともに、適切な就学指導や進路指導の充実に努めます。
③ 発達障がいへの支援	発達障がい児やその特徴がみられる子どもの健やかな成長を支援し、地域で安心して生活できるよう、相談支援や教育の充実に努めます。また、発達障がい者の新たなニーズの増加を見据えた、福祉サービスの充実を図ります。

